

# 令和7年葛巻町議会6月定例会議 会議録（第2号）

令和7年6月10日（火）

午前10時 開 議

【再開】・・ 1

【会議録署名議員の指名】・・ 1

日程第1 会議録署名議員の指名

【一般質問】・・ 1

日程第2 一般質問

(1) 4番 柴田 勇雄 君・・ 1

(1) 町の高齢者を対象者とする带状疱疹ワクチン接種への対応  
等について

(2) 葛巻病院正面玄関前から薬局への通路の安全確保について

(2) 1番 竹花 結 君・・ 14

(1) 子どもの健やかな成長と子育て支援の充実について

令和7年葛巻町議会6月定例会議 会議録（第2号）

告示年月日	令和7年5月26日（月）					
再開年月日	令和7年6月9日（月）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和7年6月10日（火） 開議10時00分 散会11時19分					
議員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	竹花 結	○	6	姉帯 春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮 一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳 敬一	○
	4	柴田 勇雄	○	9	山崎 邦廣	○
	5	山岸 はる美	○	10	鈴木 満	○
会議録署名議員	3 番	藤岡 徹		9 番	山崎 邦廣	
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり		議会事務局長補佐	星野 正人	

	役職名	氏名	役職名	氏名
地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	町 長	鈴木 重男	地域整備課長 兼水道事業所長	和野 康弘
	副 町 長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	触 沢 誉
	教 育 長	石角 則行	まなび交流課長	大川原 洋一
	政策秘書課長	波紫 徳彰	病院事務局長	服部 隆行
	総務課長	松浦 利明	農業委員会事務局長	折本 誠
	いらっしやい葛巻推進課長	大久保 栄作		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
	健康福祉課長	大石 和人		
	農林環境エネルギー課長	遠藤 政明		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

( 開議時刻 10時00分 )

#### 議長 ( 鈴木満議員 )

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第 120 条の規定により、議長から、3 番、藤岡徹議員及び 9 番、山崎邦廣議員を指名します。

次に、日程第 2、一般質問を行います。今回の定例会議には、2 名の議員から一般質問の通告がありました。なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて 1 時間以内に制限していますので、ご承知願います。制限時間の経過につきましては、制限時間 5 分前にベルを 1 つ、制限時間になった時点でベルを 2 つ鳴らします。制限時間を超えての質問あるいは答弁は、特に許可した場合のみといたします。

それでは、通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快にお願いいたします。最初に、4 番、柴田勇雄議員。

#### 4 番 ( 柴田勇雄議員 )

令和 7 年 6 月定例会議一般質問、最初に質問す

る柴田勇雄です。今議会では、直接町民の方々に関わる次の 2 項目について質問をいたします。

最初の 1 項目めは、町の高齢者を対象とする带状疱疹ワクチン接種への対応等について伺います。昨年度まで高齢者の方が任意で接種していた带状疱疹を予防するワクチン費用は全額自己負担で、生ワクチンは 1 回接種で約 8,000 円、組換えワクチンは 2 回接種で約 4 万 4,000 円と、予防接種料金の中では飛び抜けて高い料金設定となっております。この高い自己費用が予防接種のネックとなり、なかなか進展が見られなく、また年金で暮らす低所得の多くの高齢者等から、高額な予防接種は最初から無理との諦めの不評の声が上がっていたとのことであります。

これが今年度から予防接種法関係法令の改正により、公費で補助する定期接種に制度化されました。定期接種は、その年に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳を迎える方を助成対象としておりますが、66 歳以上の方には経過措置として、令和 11 年度までの 5 年間に接種機会を設ける仕組みとなっていることから、高齢者間に早い接種組と遅い接種組に分けられ、不公平を生じる施策となっております。

我が国の成人 90% 以上は、带状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜んでいると言われ、80 歳までに約 3 人に 1 人が带状疱疹になるとの報告があります。带状疱疹ワクチンは、带状疱疹や、その合併症の予防に効果が高いと言われております。带状疱疹は、高齢者にまた多く発症する病気



ワクチン接種への対応についてお答えをいたします。1点目の帯状疱疹の発生状況と特徴についてであります。初めに、発生状況であります。帯状疱疹は、水痘・帯状疱疹ウイルスと言われる水ぼうそうと同じウイルスに起因する疾病であります。水ぼうそうは、感染症法の規定により、医療機関から県への報告義務がある一方で、帯状疱疹は報告義務がないため、罹患状況の把握ができない状況でございます。

次に、特徴であります。その多くが、幼少期に罹患した水ぼうそうの原因となった水痘・帯状疱疹ウイルスが水ぼうそうが治った後も症状がない状態で体内に潜伏し、加齢や疲労、ストレスなどにより免疫機能が低下した際にウイルスが再活性化し、発症するもので、これまでの統計では、50歳以上から発症者が増加し始め、70歳代が発症のピークになると言われております。

症状としましては、神経に沿って発疹や水膨れが発症し、多くは身体の片側に帯状に広がり、痛みや違和感、かゆみを伴います。また、皮膚症状が改善した後も帯状疱疹後神経痛と呼ばれる症状が残る場合があります。50歳以上の発症者のうち、約2割がこの神経痛に悩まされるとも言われております。さらに、発症部位によっては、視力低下、難聴、顔面神経麻痺といった合併症を引き起こすなどの症例もあるものと伺っております。

2点目の帯状疱疹ワクチン接種の制度改正内容についてであります。予防接種法施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日から施行

され、定期予防接種を行うB類疾病として帯状疱疹が追加され、対象者と経過措置が規定されたところであります。なお、B類疾病は、帯状疱疹のほか、季節性インフルエンザ、肺炎球菌、新型コロナウイルスが位置づけられており、主に65歳以上の高齢者を対象とし、個人予防に重点を置いた予防接種であります。

なお、帯状疱疹の予防接種につきましては、経過措置として、令和7年度から令和11年度までの5年間は5歳刻みで接種対象となることから、65歳以上の方全員に接種機会が設けられるものであります。

3点目の帯状疱疹に対するワクチン接種の予防効果と安全性についてであります。ワクチンは生ワクチンと乾燥組換えワクチンの2種類となっております。国による予防効果の説明では、生ワクチンは接種回数が1回で、接種後1年で6割程度、接種後5年で4割程度の予防効果があるのに対し、乾燥組換えワクチンは接種回数が2回で、接種後5年で9割程度の予防効果を維持するとされており、接種後10年経過後においても、7割程度の予防効果を維持するとのことでもあります。

次に、安全性についてであります。接種後に副反応の症状が現れる方はいるかと思いますが、安全性に問題はないと伺っております。主な副反応の症状としましては、そのほかのワクチンと同様に、アナフィラキシーや無菌性髄膜炎のほか、発疹、紅斑などがあるとのことでもあります。

4点目の高額と言われる带状疱疹ワクチン接種に係る個人費用負担助成の考え方についてであります。带状疱疹ワクチンの接種費用であります。葛巻病院の場合、生ワクチンが8,700円、乾燥組換えワクチンが2回接種の合計で4万1,800円であります。

带状疱疹ワクチンの予防接種は、高い予防効果が期待できる一方で、その費用が高額であることから、接種が進んでいないのが実態であります。こうした状況を踏まえまして、町では今年度の当初予算におきまして、助成金を措置しているところであり、生ワクチンを接種した方につきましては6,500円、乾燥組換えワクチンを接種した方には接種1回につき1万5,900円を助成することとしております。

5点目の带状疱疹ワクチン接種に係る町民への周知方法についてであります。周知に当たっては、当町の予防接種に関する実施要領や予診票の作成、当町の中核医療機関となる葛巻病院との協議のほか、県内医療機関での接種を可能とするため、岩手県医療局、岩手県医師会、岩手医科大学附属病院、盛岡赤十字病院との調整を行い、6月4日、全戸配布により町民に周知させていただいたところであります。

次に、2件目の葛巻病院正面玄関前から薬局への通路の安全確保についてであります。本件につきましては、令和5年3月定例会議でも、議員から一般質問を受け、答弁させていただいているところであります。薬局利用に係る動線につきまし

ては、新病院建設時において相手方と協議検討を進めてきたところでありますが、折り合いがつかず現在に至っているもので、薬局と病院との間にある70センチほどの高低差は解消することが困難な状況にあり、抜本的な改善には至れない旨をご説明させていただいたところであります。

その後も様々な検討をしてきたところでありますが、建物が近接している状況の中で高低差の解消は、物理的にも技術的にも難しいほか、民地であることから、町が強制的な措置を取ることができないものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

#### 議長（鈴木満議員）

柴田議員。

#### 4番（柴田勇雄議員）

どうもありがとうございました。それでは、带状疱疹ワクチンの接種の関係について、再度質問をさせていただきたいと思っております。現在当町は、高齢化率50%を超えていることは存じ上げているところでございますが、現在、直近で60歳以上の方が何名おられるのか、お伺いをいたしたいと思っておりますし、そしてまた今年度助成対象となる人数はどのぐらいになるのか、最初にお伺いをさせていただきます。

#### 議長（鈴木満議員）

健康福祉課長。

**健康福祉課長（大石和人）**

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。令和7年5月末日現在でございますが、65歳以上の高齢者数は2,669人になっております。あわせて、高齢化率については51.3となっております。また、このうち今回の予防接種の対象者でございますが、570人を見込んでおります。

**議長（鈴木満議員）**

柴田議員。

**4番（柴田勇雄議員）**

高齢化率が高いので、総人口に占める割合も、もちろん高くなっていくわけですが、65歳以上の方が2,669人というふうなことがございますので、この方々がこれから5年間かけて接種になっていくというふうなことになるかと思っておりますが、今年の対象者となる方570人、この方々が、いわゆる定期接種と呼ばれる方になるものでしょうか、お伺いをいたしたいと思っております。

**議長（鈴木満議員）**

健康福祉課長。

**健康福祉課長（大石和人）**

お答えいたします。今年度、7年度の対象者につきましては570人、この方々が対象と、主な対象者となるものでございます。

**議長（鈴木満議員）**

柴田議員。

**4番（柴田勇雄議員）**

分かりました。そうしますと、570の方が助成を受けて接種をできると。先ほどの町長の説明では、町からは生ワクチンで6,500円、組換えワクチンで1回につき1万5,900円やりますよというお話でございました。これ最初の接種でもあり、町ではこの570人の方々の予想接種率はどのように考え、そしてまた1%でも多くの方が接種をすることが効果が上がることではないのかなと思っておりますが、予算の関係とか、あと担当課の努力もあるかと思っておりますが、この接種率の向上にどのような形で取り組んでいくのか、お伺いをいたしたいと思っております。

**議長（鈴木満議員）**

健康福祉課長。

**健康福祉課長（大石和人）**

お答えいたします。まず、接種率につきましては、今回初めてのワクチン定期接種、B類へのワクチンということで、正直どのぐらいの接種率になるかというのは、正直幾らと言うにはなかなか難しかったんですが、予算措置の段階では50%程度の接種率を見込んで措置しております。

それで、これに向けての周知、接種率向上に向

けての周知ということにつきましては、今回6月4日に全戸配布で周知させていただきました。また、今後はくずまきテレビ、あとはライフビジョン等での周知、あとは葛巻病院内での周知もお願いしたいと思っております。

以上です。

**議長（鈴木満議員）**

柴田議員。

**4番（柴田勇雄議員）**

最初でありますので、見通しがつかないというふうなことです。予算上では50%程度確保しているというふうなお話ですよ。このぐらい接種率が高くなれば、私はすごく予防対策には効果が上がるのじゃないのかなと思っておりますので、この50%確保実現に向けて一層の努力をお願いしたいものだな、このようにも思っておりますが、何せ個人負担が伴ってきますので、そうしますと町が1回接種で6,500円、1回につき1万5,900円やれば、それぞれ生ワクの場合と、あと組換えワクチンの場合は個人負担が幾らなのか、お知らせいただきたいと思えます。

**議長（鈴木満議員）**

健康福祉課長。

**健康福祉課長（大石和人）**

自己負担額についてお答えいたします。結果、

生ワクチンにつきましては自己負担額は2,200円になります。そして、乾燥組換えワクチン、これは2回接種するわけですが、1回につき5,000円の自己負担、2回なので、自己負担を合わせて1万円となります。詳細につきましては、生ワクチンについては接種費用8,700円かかります。このうち町からの助成が6,500円、これを引いた金額が自己負担2,200円となります。そして、乾燥組換えワクチン、これが接種費用が4万1,800円、町からの助成額が1回につき1万5,900円掛ける2回分ですので、合わせて町からの助成額は3万1,800円。これを接種費用から引きますと、自己負担額が1万円、1回につき5,000円というような内容になっております。

**議長（鈴木満議員）**

柴田議員。

**4番（柴田勇雄議員）**

ここにあるチラシが我々にも配付されたところでございますが、この事業の中には町で負担する分だけの費用が掲げておりますが、次の際には自己負担も併せて、このような負担額でできますよということもぜひ広報、周知をしていただければ、住民の方々が一番分かりやすいのではないのかなと、このようにも思いますし、組換えワクチンの1万5,900円、1回で1万5,900円なのか、2回で1万5,900円なのか、こういったようなところが少し分かりづらい面がありますので、この

辺あたりもよく住民から理解いただけるような事業にぜひやっていただいて、接種率を高めていただければなと思います。そういうふうな広報の在り方も考えていただきたいということで申し上げておりますが、いかがでしょうか。

**議長（鈴木満議員）**

健康福祉課長。

**健康福祉課長（大石和人）**

住民周知の方法、助成額等の中身等についての分かりやすさということで、今後につきましてはその点を踏まえまして、周知に努めてまいりたいと思います。

**議長（鈴木満議員）**

柴田議員。

**4番（柴田勇雄議員）**

ぜひそのような対応をしていただいて、住民の方々に費用負担が分かりやすいような広報で接種率を高めていただきたいものだなと、このように思っているところでございます。

また、接種率ですが、令和7年度に定期接種の方々570人というようなことで、これが仮に接種率が50%となりますと、この半分の方が対象になってくるわけですが、今年度接種、例えば組換えの場合は1月までに1回はしておかなければ間に合いませんよね。そういったような場合で、定

期接種を受けられなかった方の対応は今年度どのような形なのか。任意接種になっていくのかどうか。50%の方はやったと仮定しますと、50%の方はやらない方が出てくるわけです。100%は無理かと思っておりますけども、あとの50%の方は未接種というようなことで、そういったような方々は任意接種になるのか、継続して翌年も続けられるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

**議長（鈴木満議員）**

健康福祉課長。

**健康福祉課長（大石和人）**

ただいまの質問にお答えいたします。例えば今年度、接種対象者であった方が接種を受けないで、もしくは受けられなかった場合につきましては、原則、基本的には来年度以降についてはもう接種対象外、もし受けたいとしても、任意接種の形で接種していただくことになるかと思います。

この経過措置、令和11年まで5年間続けられるわけですが、これの設計といいますか、方法につきましても、今後11年までなのか、例えばまた延長されるのか、そういう点につきましては、国の動向等をちょっと見なければ分からないというところがございます。

以上です。

**議長（鈴木満議員）**

柴田議員。

#### 4番（柴田勇雄議員）

そういうふうなところが、一斉でございませんので、なかなか難しいところがあるかと思っておりますが、冒頭の質問で申し上げていたとおり、早い接種組と遅い接種組が分かれてくると。遅い接種組の方々には、不満が出てくるのではないのかなど。早くやりたかったけれども、この年齢に引っかけからなかったというふうな感じが出てくるかと思っておりますが。

あと、何か 50 歳以上の方が任意接種でできると。その場合は、全額自己負担になるというふうなことなんです、そういったような方々の救済方法と申しますか、自己負担の救済方法、安い費用でできるような工夫をすべきではないのかなと思っておりますが、そういったような面ではいかがなものでしょうか。

#### 議長（鈴木満議員）

健康福祉課長。

#### 健康福祉課長（大石和人）

定期外の方々への公費の在り方、助成等の在り方につきましては、まずこのワクチンにつきましては、薬品の取扱い上、50 歳以上の方に対して接種可能なワクチンとなっております。今回の B 類の仕分といたしましては、その中で 65 歳以上の方に対して国では助成対象者として取り扱いますというような内容になっております。このよう

な中で、50 歳以上の方というくくりでいけば、近隣町村でも任意で接種した方に対しまして助成を設けているところが一部ございます。

そういう中で、当町での考え方といいますと、今のところはまず国の接種方針、現在ございますので、その方針に沿った形で 65 歳以上のワクチンを進めていきたいなと思っております。国につきましても、このワクチンにつきましては、この制度の考え方につきましては、国内で製造、供給できるワクチンの供給量等を勘案いたしまして、その制度設計というものは行われているものです。

そういう中で、まずは 65 歳以上の国が定めた今後 5 年間の対象者について、どのような接種状況になるのか、そしてその中で副反応等の状況とか、あとは近隣の町村の任意接種の状況等もお聞きしながら、その辺はちょっと慎重に検討していかなければならないかなと思っております。

以上です。

#### 議長（鈴木満議員）

柴田議員。

#### 4番（柴田勇雄議員）

定期接種の方は、制度が今年から発足しましたので、制度ができたなというふうなことで思っておりますが、任意接種の方はなかなか助成の救済制度が出てこないような感じします。しかも、予防接種ですので、あくまでも病気にかからない接種というふうな大きな視点からいきますと、やは

り一刻も早く、5年かけないでやるのが私は理想ではないのかなと、このように思っております。

スタート時点ですので、見通しが利かないと言えればそれまででしょうけれども、これは副町長からお伺いしたいわけですが、任意接種の方の救済方法、人口が少なくて小回りの利く自治体のよさを十分発揮するべきではないのかなと、このようにも思っております。

したがって、葛巻はまさにそのような形になるのではないかなと思っておりますので、任意の方々の早期接種について、早急に検討を重ねていただいて、ぜひ早い機会に任意接種の救済をやっていただきたいと思いますが、副町長の見解をお伺いしたいと思っております。

#### 議長（鈴木満議員）

副町長。

#### 副町長（觸澤義美）

それでは、お答えいたします。担当課長のほうからも、今任意接種の分につきましてもお答え申し上げておるわけですが、今回の接種につきましては、国のほうといたしましても、国内の供給を踏まえながら、今回の対象者、65歳以上を5年ごとにとすることで設定しながら、制度設計をしながら進めてきているという内容を説明申し上げます。

そういう中で、定期接種と、また任意接種の関係ですが、まさにそういう面では5年後

に、例えば65歳、66歳の方等々については5年後ということに、5年刻みですから、そういう形になりますので、今のような心配と申しますか、対応の部分の検討ということも考えていかなければならない部分があるかとは思いますが、この内容の中で健康被害等々が出た場合の救済の在り方ではありますが、定期接種と、定期接種の場合は予防接種健康被害救済制度によって行うということになっておりますし、それから任意接種につきましては医療品副作用被害救済制度ということで、制度が分かれているものであります。したがって、その内容の、副作用による被害の状況等々、あるいは障がいについては、そういう内容等についても若干の違いもあると、このようにも伺っておるところであります。

したがって、この実施に当たりましては、先生方の意向というのもしっかりと伺いしながら対応していかなければならない部分があると、このようにも思っておりますので、今後葛巻病院の先生方とも、そういう任意の接種に係る対応についても協議をさせていただきながら検討をさせていただきたいと、このように思っているところでもあります。ご理解を賜りたいと思っております。

#### 議長（鈴木満議員）

柴田議員。

#### 4番（柴田勇雄議員）

分かりました。検討してみたいというふうなお話でございますので、検討のみならず、実現に向けた検討をぜひやっていただきたいものだなと思っております。それで、葛巻の高齢者の方々は、帯状疱疹は予防接種により少なくなりました、なくなりましたというような、ぜひそのような健康づくりにいそしんでいただきたいというふうなことを、この部分については申し上げたいわけです。同じくこの経緯を、私も状況を把握しながら、来年度どうなるのかなと期待しておりますので、内容検討のほう、よろしくお願いを申し上げたいなど、このように思っているところでございます。

帯状疱疹については、以上で終わらせていただいて、次は葛巻病院の玄関付近の関係ですが、なかなか地権者との交渉等がありというふうなことでございますが、そうしますと、現在のままでいきますと、永久にというふうな感じにも受け取れるわけですが、それではあまりにも受診者の方々、それからまた薬をいただく際に、冬期間は特に、あと雨天時の際に取りづらい形になってくるかと思いますが、何か改善策は持っていないのか。このまままた継続して、不便なまま受診者にご迷惑をおかけしていくのか、その辺はどうなんでしょうか。もう一回お答えをいただきたいと思っております。

#### 議長（鈴木満議員）

副町長。

#### 副町長（觸澤義美）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。まず、新葛巻病院建設に当たっての町民のアンケート調査等から始まっているわけでありませんが、これまでのそういう交渉といたしますか、現在に至っている経緯ということで少しお話をさせていただきますと思います。

新病院建設に当たっての町民の皆さんからのアンケートの結果、これまでと同じ場所に建設してほしいという要望を受けながら、現在の場所に整備をしておるところであります。当時からであります。葛巻病院の敷地と薬局側の民間の間には高低差、先ほども町長から70センチほどのということでお話ししているわけでありましたが、それほど高低差があるところでありまして、病院東側の町道、あるいは小学校の敷地との基盤の、レベル基盤といたしますか、レベルを整える関係からであります。病院西側の高低差は、今の状態が生じた形の中で設計となったところでありまして。こうしたことから、薬局との利用者の動線の不便の解消を図るというため、薬局を経営する事業者に移転等について協議をさせていただいたところでありまして。詳しく申し上げますが、病院西側の建設用地の確保につきましては、建設候補地の用地の権利者との協議を平成24年9月から開始をしたものであります。

なお、協議者は、地権者、それから借家人について、そういう方々、総勢50人ほどであり

ましたが、そういう中で交渉に当たっての土地の評価、これにつきましては不動産鑑定士をお願いして、鑑定評価を委託したところでありまして、また物件移転補償の査定につきましては、評価につきましては専門家に委託して、それぞれ額の決定をして、そしてそれぞれの関係者、関係者といえますか、先ほど申し上げました方々に協議を進めてきたという経緯であります。

その後、病院建設についての町の考え方、その際にありますが、町の病院建設に対する考え方を説明するとともに、敷地の測量調査、あるいは物件移転調査に関する事前調査の実施について併せて説明を行いまして、病院建設に対する理解をいただけるようお願いをしたところでありませぬ。

そうした協議を踏まえる中で、医局といえますか、薬局を経営する事業者からは、事前調査については同意をいただいたものであります。しかし、実際の建物の移転につきましては、希望しないとの意向があったこと等から、最終的には建設用地として取得することは難しいと判断いたしまして、平成25年の6月でありましたが、断念したものであります。したがって、この用地を除いた形の中で整備を進めざるを得なかったというのが、そういう状況にあるということを皆さんからもご理解をいただきたいと、このように思います。

その後であります、病院の完成後におきまして、交通に支障を来す状況がありましたことか

ら、仮設のスロープを設置させていただきましたが、冬期間の通行等につきましては安全確保が難しいという状況もあります。こうしたことから、冬期間は通行を禁止せざるを得ない状況になっているものであります。

町としては、病院建設当時から、安全確保に向けて努力をしてきたところではありますが、そういう中に、現在の状況にあるということをご理解を賜りたいと、このように思います。

#### 議長（鈴木満議員）

柴田議員。

#### 4番（柴田勇雄議員）

る理由があつて、これまでに延びたという今の答弁内容でございますが、いずれ現在の状況も、しっかりと町当局でも把握しているかと思っておりますけれども、一日も早い改善が必要なわけです。これまでも建物は、建てるときにはいろいろな障がいがあつても、それを乗り越え、この建物も建築した経緯もあるわけでございますが、僅かこの庁舎からも目の先にあるわけですが、あその部分だけが物すごく、一番私は行政サービスの低下になっているというふうに考えております。こういったような難局も乗り越えていかなければ、住民サービスの向上につながっていかないと、いうふうなことを申し上げたいわけですが、今後ともこういったような、もう今までやったからよいと、いうふうなことじゃなくて、これからもぜひあそ

こは改善したいという意欲、あるいは違う方法など十分検討して、住民の皆さんからよかったなど思われるような、小さな工事になるかと私は思っておりますけれども、やっていただきたいものだなと。そしてまた、応急的な屋根などもかけられないものかどうか、その辺のところも十分検討していただきたいものだなと思いますが、いかがでしょうか。

#### 議長（鈴木満議員）

副町長。

#### 副町長（觸澤義美）

お答えいたします。先ほどこれまでの経緯についてお答えを申し上げたところでありますが、そういう中で抜本的な改善が見いだせないのかということですが、これまでも、少しお話しさせていただけますが、安全確保対策について検討をしたところであります。してきているところであります。段差の解消につきましても、スロープの設置等が想定されるということになるわけです。そういう中で、スロープを設置する場合、バリアフリー法では手すりを両側に設置するという、それからスロープの幅が1.5メートル以上必要だということ、それからスロープの勾配ですが、屋外でありますと、15分の1の勾配が望ましいという状況になっているものであります。この基準に基づきましてスロープを設置しようとした場合、11メートルほどの距離も必要と

なるものでありまして、敷地内での設置は難しくなりまして、今の町道等にも関わるといいますか、大きく張り出すというような状況も想定されるものであります。

また、先ほどお話ありましたように、雨あるいは雪の影響を受けにくくするために屋根を設置しようとする場合、敷地内の設置ではその効果がほとんど得られなく、効果が得られるようにするためには、敷地外の道路等にもかかるような設置をしなければならない部分も考えられるところでもあります。仮に設置した場合、スロープと同様に、薬局等を利用する車両の通行に支障が出てくる部分も今度は、逆にそういう設置をした場合、今あの薬局を利用する車両等にも影響が出てくるような状況も、検討した結果、考えられるところでもあります。

こうした状況を踏まえますと、病院敷地内、あるいは庁舎の敷地内において、課題の解消を図ることができないような状態に現在のところはなっておりまして、抜本的な解決には至らないというのが現在までの検討の内容であります。仮に町道を敷地内に取り込み、そしてスロープや屋根の設置をした場合、薬局の玄関前に構造物を設置することになりますので、相手方との調整も必要になるものであります。町が一方向的に進めることは難しいものでありますので、現時点で町としてできる安全対策といたしましては、複合庁舎の敷地を通行して、迂回するような形で薬局を利用させていただく現在の形態しかないものではないかと、

そのようにも考えているものでありますが、今後も今のような状況を踏まえながら、さらに町としてのできることを含めて検討はしてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

**議長（鈴木満議員）**

柴田議員。

**4番（柴田勇雄議員）**

ただいまの副町長の答弁ですと、引き続き検討させていただきたいというふうな中身、内容でございますが、それも住民の方々の切実な声でございますので、ぜひ実現するような形でやっていただきたいなど。もう8年も経過していますので、何回も申し上げますけども、さらなるこういったような改善に努力を傾けていただきたい。今まで1回、2回やったからいいというふうなことじゃなくて、全力を尽くしてもらいたいと、そして改善に結びつけていただきたいと。例えば必要な場合には、町有地だってよろしいんじゃないですか。同じ住民の方々が利用度が高いわけですから、そういうふうな実現をぜひやっていただきたいということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

**議長（鈴木満議員）**

以上で柴田議員の質問を終わります。

ここで11時まで休憩いたします。

（休憩時刻 10時53分）

（再開時刻 11時00分）

**議長（鈴木満議員）**

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

次に、1番、竹花結議員。

**1番（竹花結議員）**

1番、竹花結です。議長の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。今回は、子供の健やかな成長と子育て支援の充実について、2点ほどお尋ねをしたいと思えます。

1点目は、こども家庭庁が2028年までに100%の実施率を目指している5歳児健診について、当町の見解、動向をお伺いいたします。

2点目は、来年2026年度から全国での実施が始まるこども誰でも通園制度について、当町の進捗状況についてお伺いします。

以上の2点につきまして、よろしく願いいたします。

**議長（鈴木満議員）**

町長。

**町長（鈴木重男）**

ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思

います。子供の健やかな成長と子育て支援の充実についてお答えをいたします。1点目のこども家庭庁が2028年度までに100%の実施率を目指している5歳児健診について、町の見解と動向についてであります。乳幼児に対する健康診査は、母子保健法により市町村に実施が義務づけられているところであり、現行制度におきましては、1歳6か月児と3歳児を対象とすることが定められております。現在5歳児健診は、法定外健診に位置づけられており、令和4年度時点における全国での実施率は14%ほどであります。国では2028年までに5歳児健診の実施率100%を目指す方針を示しております。

子供の成長過程において5歳児前後は、言語の理解能力や社会性が高まる時期であり、集団生活を営む上で必要な発達や育児環境などを、保健、医療、福祉の各分野が適切に関わり、状況を把握することが重要とされております。こうしたことから、5歳児健診は子供一人一人の特性を把握し、その特性に合わせた多職種による総合的な支援を行うことで、就学に向けて必要な準備と就学後の生活がスムーズに進められるよう支援できるものと認識をいたしております。

令和7年3月末現在、県内において5歳児健康診査を実施しているのは3市町村で、当町を含め、残り30市町村は未実施であります。

なお、実施に当たっては、保健師、管理栄養士、保育士などのほか、幼児医療に習熟した小児科医師、心理職などの外部専門職の協力が必要であり

ますことから、関係機関と調整を進め、早期に実施体制を確保してまいりたいと考えております。

次に、2件目の2026年度から全国で実施が始まるこども誰でも通園制度の町の進捗状況についてであります。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満児で保育所などに通っていない子供を育てている家庭が、一定時間まで利用可能な枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度が創設されたところであり、令和8年4月1日からスタートするものであります。

現在、保護者の就労状況にかかわらず利用できる町の保育サービスといたしましては、一時保育事業があります。この一時保育事業は、保護者の立場からの必要性に対応するものであります。こども誰でも通園制度では、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて子供が成長できるようにすることが主な目的とされております。また、集団での生活を通じ社会性を育むとともに、成長発達に資する豊かな経験を得ることは重要なことと考えられております。

あわせて、保護者にとりましても、保育士など子育てに専門的な知識を持つ方と関わることは、孤立や不安感の解消にもつながり、育児に関する負担感の軽減が図られるものと思っております。国では、令和8年度からの本格実施に向け、試行的事業の実施や在り方の検討が行われているところであります。

ご質問のことも誰でも通園制度の町の進捗状況ではありますが、本制度の実施に当たっては、施設の利用定員の範囲内で受け入れる余裕活用型での実施を想定しており、現在の町内4園の定員の余裕分での受入れがおおむね可能と見込んでおります。

なお、今後の保育園の入所状況や本制度の利用意向のある子供の人数、あるいは子育て世代のニーズなどを踏まえ、必要な人員体制の確保はもちろんのこと、保育室の拡充なども含め、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

あわせて、設備や運営に関する基準につきましては、条例により規定することとされておりますことから、今後、条例改正に向けた作業を進めてまいる考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

#### 議長（鈴木満議員）

竹花議員。

#### 1番（竹花結議員）

答弁いただきありがとうございます。まず、1点目の5歳児健診について何点かお伺いをさせていただきたいと思います。先ほどの答弁にもありましたように、様々な能力が大きく伸びる5歳児の健診は、子供の成長と発達の確認だけではなく、個々の特性の早期発見やその後の適切な支援などにつながり、子供がよりよい環境で健やかに育つためのサポート体制づくりにもつながる

ものだと思います。子供と保護者が安心と自信を持って成長できる社会になるよう、ぜひ前向きに実施に向けて進んでいただきたいと思います。それに伴い、まず5歳児健診の主な健診内容と実施方式について、説明可能な範囲でいいので、お答えいただけますでしょうか、お願いいたします。

#### 議長（鈴木満議員）

健康福祉課長。

#### 健康福祉課長（大石和人）

お答えいたします。まず、健診内容につきましては、一応この聞き取り問診票を利用しまして、その中身については身体発育状況と、あとは栄養状態、精神発達の状況、あとは言語障がいの有無とか、あとは育児上問題となる事項、これにつきましては生活習慣とか、あとは社会性の発達というようなところを見るようです。そのほか、疾病の状況等の有無を確認するというような内容です。

この実施方法につきましては、今後協議となりますけれども、医師等と協議しながら、集団接種で行うのか、もしくは個別なのか、もしくは園単位で行うのか、この辺は今後医師と協議していきたいと思っております。実施に向けましては、この場合専門職の協力が必要となってきます。小児科医師、あとは保健師、あと管理栄養士、あとは特にも今回この健診におきましては、子供の心理の

部分の相談を受ける専門職職員というものが  
必要かと思っております。そのほか保育士等ござ  
います。いずれ専門職の確保というのも必要でござ  
いますので、この辺につきましても、ドクター等  
と相談しながら今後進めていきたいと思ってお  
ります。

**議長（鈴木満議員）**

竹花議員。

**1番（竹花結議員）**

ありがとうございます。現在、岩手県内での5  
歳児健診の実施状況はどのようになっておりま  
すでしょうか。

**議長（鈴木満議員）**

健康福祉課長。

**健康福祉課長（大石和人）**

県内の実施状況についてお答えさせていただ  
きます。先ほど町長からも答弁ありましたが、7  
年の3月末日現在におきましては3市町となっ  
ております。今年度、7年度からは、県のほうを  
確認いたしましたところ、7市町が開始もしくは  
開始予定だということを確認しております。

**議長（鈴木満議員）**

竹花議員。

**1番（竹花結議員）**

ありがとうございます。着実に実施する自治体  
が増えてきているという印象ですけれども、実施  
する場合のメリットと課題についてはどのよう  
にお考えでしょうか、お願いいたします。

**議長（鈴木満議員）**

健康福祉課長。

**健康福祉課長（大石和人）**

実施するに当たってのメリットでございます  
が、まずメリットにつきましては3点ほどと思っ  
ております。まず、これまでですと、3歳児健診  
から就学時健診までの間、健診がなかったため  
にちょっと期間が空いておりましたけども、この  
間に5歳児健診という健診が入ることで、再度3  
歳児健診で確認した発達面等の確認をその中間、5  
歳児でできるというのが1つございます。

あとは、この健診としまして、発達の遅れとか、  
あと偏りとか、あとはその中で対人関係とのやり  
取りを見ながら、そこに何か問題があるかないか  
というところを見られるかと思えます。あとは、  
対人関係の苦手なところがあるんだとか、そう  
いうようなところも見られるのかなと思ってお  
りまして、3歳児健診では見られなかった部分を  
この5歳児健診で確認することができると思  
います。そういう中で、保護者の気づきというもの  
を促せるというところが、そこに気づいてもら  
うというのもまた1つ、この機会、重要なのかなと

思っております。

もう一点につきましては、5歳児の部分につきましては、身体状況、精神状況等も含めまして、そのほかに歯の部分についても実は重要な時期でございます。幼児の齲歯罹患率が上がっていくタイミングというのも、この5歳児前後というのが結構ありまして、この場面で歯の部分を確認できれば、罹患率等の今後の抑制とか、その際の食生活の指導とか、生活習慣全体の指導とかというのもこのタイミングで可能なのかなというふうに思っております。

すみません。それで、一応メリット等もあるわけでございますが、そのほかにうちとしては懸念事項もあります。それは、5歳児健診のときに子供の状況を見た際に、例えばほかのお子さんと比較したときに、親御さんがうちの子供とほかの子供を比較したときに、違いといいますか、その点に不安を抱く保護者さんもおられるかと思っております。その際、ショックを受ける場合もあるかと思うんですが、いずれ健診時のときにつきましては、指導の際に、そういうような家族の育児面での精神面についても、併せてその辺はフォローしていきたいと思っておりますので、5歳児健診につきましては、様々なそういうような観点から今後進めていきたいと思っております。

**議長（鈴木満議員）**

竹花議員。

**1番（竹花結議員）**

ありがとうございました。今お話にありましており、保護者のフォローもしつつ、早期の気づき、健康管理の強化や教育、生活習慣の支援にもつなげ、子供たちの成長を支える大切な取組になることが期待できると思いますので、引き続き前向きに検討していただきたいと思っております。

次に、こども誰でも通園制度についてですけれども、先ほどの町長答弁と重複する部分もありますが、既に充実している支援事業がある中で、このこども誰でも通園制度は、対象となる生後6か月から3歳未満の小さな乳幼児にとって、どういった効果が期待できるとお考えでしょうか、お伺いいたします。

**議長（鈴木満議員）**

こども教育課長。

**こども教育課長（触沢誉）**

お答えをいたします。乳幼児にとっての効果ということでございますけれども、利用する乳幼児にとりましては、集団遊びを通して社会性が育まれるなど、成長発達に資する豊かな経験がもたらされるものと、このように理解をしているものでございます。

**議長（鈴木満議員）**

竹花議員。

**1 番（竹花結議員）**

ありがとうございます。今後、現行の子育て支援事業等と並行しながらの制度実施になるかと思いますが、その周知方法についてはどのようにお考えでしょうか。

**議長（鈴木満議員）**

こども教育課長。

**こども教育課長（触沢誉）**

お答えをいたします。こちらの制度の8年度からの利用者につきましては、現在、おおむねゼロ歳から1歳児で保育園を利用されていない乳幼児ということであろうというふうに理解してございますので、未就学児が集う子育てサロンでありますとか、広報くずまきなどで周知に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

**議長（鈴木満議員）**

竹花議員。

**1 番（竹花結議員）**

ありがとうございました。非常に子育て支援が充実している当町ですので、事業なのか、制度なのか、主体が保護者なのか、子供なのか、それから年齢制限など、混乱が生じる部分も今後多々あると思いますので、できる限り分かりやすい情報周知をお願いしたいと思います。

最後になりますが、5歳児健診をはじめとした子供たち一人一人の成長と可能性を引き出し、サポートする取組を進めていく上では、各課の枠を超えた情報共有や支援体制が非常に重要になってくると思います。今後、そういった社会全体で子供の成長を支える体制づくりもぜひ併せて検討していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

**議長（鈴木満議員）**

これで竹花議員の質問を終わります。

以上で本日の審査日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでございました。

（散会時刻 11時19分）